

令和 7 年度
第 8 回高松市農業委員会定例総会
議 事 錄

令和 7 年 11 月 10 日開会

高松市農業委員会

令和7年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年11月10日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

出席委員 21人 （委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

1番 三笠 輝彦（会長）
2番 真鍋 俊二
4番 佃 俊子
5番 太田 政美
6番 白井 一美
7番 瀧本 繁樹
9番 岩部 壽夫
10番 赤松 貞廣
11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
12番 真鍋 芳治
13番 藤田 邦夫
14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
15番 藤澤 鶴夫
16番 河田 薫
17番 神高 賢二
18番 中田 茂富
20番 谷上 諭
22番 橋田 行子
23番 谷本 寛昇
24番 奈良 稔
25番 山田 憲一

欠席委員 3人

3番 佐竹 博巳
19番 森 吉朝
21番 川原 勝

農業委員会事務局出席者

事務局長
兼農政課長 塚原 雅樹
農政課長補佐 森 亮介
農地係長 森 明雄
農政管理係長 山崎 博司
主査 溝渕 勝久
主任主事 栗永 亘
職員 松木 英昭

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議長（会長） ただ今から、令和7年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、3番佐竹委員、19番森委員、21番川原委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び20番谷上委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松木職員 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申しあげます。

議案書1ページを御覧ください。

1番、2番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、3条許可申請所有権の13番に関連しています。

3番、4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次の2ページを御覧ください。

5番、6番も、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について、御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3条許可申請所有権の9番に関連しています。

次の4ページを御覧ください。

4番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条

件はありません。

5番、6番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番、6番ともに、5条許可申請所有権の24番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、谷上委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

4条申請については、香川県農業会議の現地調査対象案件は、ありませんでした。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、私から説明申しあげます。

別紙の4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松自動車道檀紙インターチェンジ北800メートルに在り、パネル一枚の面積1.63平方メートルを780枚、発電出力175キロワット、9基の営農型太陽光発電設備用地として、令和元年に着手し、今回で3回目となる一時転用許可の再申請をするものです。

パネル下部での栽培作物は、ウリイを継続して栽培するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自らの農地の有効活用を考え、生活の糧としての売電収入を得つつ、営農を計画したもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、経済産業省の「再生可能エネルギー発電の事業計画」の認定を得ており、営農状況については、過去、定期的に国の定めるガイドラインに沿い適正に報告もされていることから、今後の転用及び営農の確実性が認められること、また、隣接農地関係者との調整も終えており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても、許可相当の決定を得た場

合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書第3号を御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地は市街地に位置し、不動産業を営む法人から駐車場用地としての需要が見込まれることから借り受けたいとの要望に対応しようと転用申請したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、歯科診療所及び事務所の造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

現在、市内で間借りして経営している歯科診療所から、今後の経営を見据え、診療所・事務所用地として借り入れたいとの要望があったことから転用申請したものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されますが、住宅を建築した際に、出入り口を確保するために農地へと越境して造成していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るものであり、隣接する農地は転用者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が804.70平方メートルあります。

4番は、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分され、アパート暮らしの息子夫婦との同居を目的に計画したもので、転用区分と農地区分は適切であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接する農地もなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、本家住宅の隣接地に、相互扶助を目的に、養子夫婦の住宅及び農業用倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、平成9年頃に建築済みですが、追認許可を得るものであり、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が716.11平方メートルあります。

6番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅及び周辺農地への進入路として利用するために転用申請したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、昭和62年頃の父の代に造成済みですが、相続した土地の調査の際に、転用許可を受けていないことが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業の利便性向上のため、居住地の隣接地に農機具の保管場所及びタバコの乾燥場所を確保すべく転用申請したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、昭和40年頃に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から農地まで通作距離があるため、車両での通作が必要であり駐車場の整備が必要となったことから、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、令和6年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、年齢を考え将来の農地管理の負担を減らし、息子と今後の共同生活を考えて計画し、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られ、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、特別議案です。

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の増築時に土地の境界を把握していなかったため、農地へ越境していたもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、昭和54年頃の父の代に建築済みですが、息子の農地購入に際し、所有農地を精査していたところ、転用許可を得ていない農地であることが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が388.33平方メートルあります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

新聞配達の事業を営んでいた祖父の代に、物置場所が必要となり使用していましたが、現在は廃業し、自宅の物置として利用していることから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年頃の祖父の代に建築済みですが、転用許可を得ていない農地であることが判明したことから、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が722.59平方メートルあります。

13番は、2世帯の農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、娘との同居や農機具の保管場所が必要となつたことから計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が960.16平方メートルあります。

14番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する自身が経営するアパート入居者の駐車場不足を解消するために転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和7年7月頃に造成済みですが、アパート入居者のため早急な駐車場の確保が必要であったことから、転用申請ができていなかったものについて、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が10.52平方メートルあります。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、営農の拡大により、農地の維持管理に新たに農機具の保管場所が必要になったことから、物置を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が288.57平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による

許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和3年6月15日付けで、住宅2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、当初計画していた21棟のうち20棟は完成しており、残り1棟を販売するため、工事期間を延長するものです。

なお、本件については、「高松市農地関係事務処理要領」第3の2許可目的達成が困難な場合の変更の（1）変更申請の対象の中に記載のあります「農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であって、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき」に該当し、事業計画変更申請を提出することで、転用目的を達成するものです。また、現在、事業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き転用者に対し、粘り強く注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、令和2年12月16日付けで、事務所・倉庫用地として転用許可を受けていましたが、建物を建築する段階で、他に適する土地が見つかり、そこに本社を移転したため、今後の転用事業の遂行が困難となっていたことから、今回、新たな承継者が事務所用地として転用申請するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

5条許可申請所有権12番と関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権移転3件です。

全て、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査を実施しています。

1番を私が説明し、2番以降を谷上委員から説明申しあげます。

それでは、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立協和中学校南700メートルに在り、平成元年に法人設立し、徳島県内で不動産事業を開拓していた申請者が、香川県内の新たな事業展開・拡大をしようと特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、同業者の事業進出が盛んで、購入需要が確認できる、通勤、通学に便利な場所を選定していたところ、ことでん長尾線水田駅に近く、医療・商業施設が沿線で数多く建築されている主要地方道高松長尾大内線にも近く、開発適地と判断し、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、申請地西側で開発分譲中の同業他社の分譲住宅団地の工事進捗も順調で、同一エリア内に在る申請地の転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する雑種地等が139.31平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、2番からは、谷上委員が説明します。

谷上委員 現地調査委員の谷上です。

2番は、高松市立香南中学校北東1.2キロメートルに在り、倉庫・事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成16年に法人設立し、現在、朝日町で運送・倉庫業を営む法人が、代表者の住所地に近い申請地で新たに事務所を建築し、営業拡大しようとするもので、大型トラックの出入りによる周辺への騒音被害の少ない用地を選定していたところ、香東川西隣で、隣接に住宅のない申請地の所有者と売買協議が整い、申請したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、今後の事業展開として、転用許可を得た後は、従来通り、一般貨物運送業を行い、国土交通省の倉庫業法の登録を、その基準に該当する倉庫の建築確認申請後、行う予定としており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する雑種地等が960.54平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次のページを御覧ください。

3番は、高松市立十河小学校北1.2キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の最近の営業活動から十河地区での住宅購入問い合わせを複数得ているものの、手持ち案件が無く、対応しようと計画地を選定していました。

申請地から1キロメートル圏内には、主要地方道高松長尾大内線・三木国分寺線があり、沿線には商業・医療施設が充実し、生活に便利で、また、ことでん長尾線水田駅、西前田駅も北側1キロメートルほどの場所に在り、通勤・通学に便利で、さらに、計画地は、一区画の面積が約250平方メートル取れる、要望の多いゆとりのある区画を計画できることから適地と判断し、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、申請者の過去の実績からも、転用の確実性が認められます。

隣接農地関係者のうち、一名については、4回ほど訪問したものの、面会できておらず、連絡がつき次第、内容説明し、同意を得る予定で、後日、問題が生じた場合は、当事者間で解決する旨の「確約書」も提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する宅地等が728.38平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知5番、6番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議　長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議　長 御異議がないようありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、162.86平方メートルあります。

2番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、916.58平方メートルあります。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、206.50平方メートルあります。

4番、5番は、不動産業を営む法人が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

6番は、消防施設工事業等を営む法人の代表者が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、将来の資産形成を目的とする転用事業者が、障がい者の福祉サービス業等を営む法人に貸し付けるため、貸寄宿舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、隣接する共同住宅の駐車場が手狭であるため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、781.03平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

10番は、自宅への進入路が狭く、車両の通行に支障をきたしているため、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅への進入路として使用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもの

で、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、申請者が役員を務める法人が、現在使用している資材置場・車両置場が手狭であることから、新たに露天貸資材置場・車両置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場にも隣接しており、また、事務所からも近く、資材等を搬入する際の利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、652.00 平方メートルあります。

12番は、住宅の販売・施工業等を営む法人が、本社社屋を建て替えするため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が主要地方道高松長尾大内線に面しており、交通のアクセスが良く、事業運営がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可後の承継を伴う事業計画変更1番に関連しています。

次のページを御覧ください。

13番は、特別議案です。

14番は、申請者が保有する自動車等を保管するため、物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、交通のアクセスが良く、利用がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、県道川東高松線にも近接し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、職員の福利厚生の充実を図るため、ゲートボール用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が国道193号線に面し、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であ

ると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、87.35 平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

17番は、農地への進入路が狭く、農機の通行に必要な幅員を確保するため、農道用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路として使用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

18番、19番は、分譲住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は日常生活に必要な施設等が整い、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

20番は、特別議案です。

21番は、分譲住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は幹線道路に近く、商業施設が充実し、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、931.84 平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

22番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接するため、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、175.98 平方メートルあります。

23番は、露天資材置場・現場事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松長尾大内線に面し、資材の運搬に便利が良いことから、転用理由と農地区分については抵当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

25番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接しており、農作業の手伝いをしたり、相互扶助を見込めるところから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、不動産業を営む法人が、主に来客者用の駐車スペースが不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所に近接し、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、エステティックサロンを経営する法人が、従業員及び来客者用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗に近く、また、県道太田上町志度線にも面し、来客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、69.35平方メートルあります。

2番は、運送業を営む法人が、事業拡大により業務が増加し、既存の保管場所が手狭となつたため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の保管場所にも近接し、事業の効率化が図れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和7年4月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいでの子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、相互扶助を見込める事から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近いため、農作業の補助も行える事から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、親の面倒がみられる事から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和5年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、317.13平方メートルあります。

5番は、土木工事業等を営む法人が、倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事務所にも隣接し、利用及び管理がし易い事から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年頃に造成・建築済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

6番は、現在、借家住まいでの子の誕生に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農

地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権23件、賃借権2件、使用貸借6件、計31件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松木職員 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、所有者から孫へ農地の一部を生前贈与するもので、移転後は、洋ランを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲受人が購入予定の住宅用地に隣接する農地を取得して、新規営農するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は麦・野菜を作付けするものです。

4番、5番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するものです。

取得後は、4番は柿、スモモを、5番はブルーベリー、イチジクを栽培するものです。

議案書22ページを御覧ください。

6番、7番、8番も、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するものです。

取得後は、6番、7番、8番いずれも、水稻を作付けするものです。

9番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、麦を作付けするものです。

使用貸借による農地返還通知3番に関連しています。

10番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取

得するもので、取得後はウメを栽培するものです。

11番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

議案書23ページを御覧ください。

12番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が譲り受けるもので、取得後は乳牛用の飼料作物を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

14番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はスイートコーンを作付けするものです。

15番は、相続人が不存在となった農地について、その相続財産管理人からの要望を受けて、譲受人が取得するもので、取得後は果樹や野菜を栽培するものです。

16番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は松を栽培するものです。

議案書24ページを御覧ください。

17番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は柑橘類を栽培するものです。

18番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

19番、20番、21番は、いずれも、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は19番は水稻、20番・21番はミカンを栽培するものです。

議案書25ページを御覧ください。

22番は、所有者の耕作不便の農地を、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹等を栽培するものです。

23番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜等を作付けするものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転23件について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書 第9号を御覧ください。

1番は、平成2年頃から耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、隣接農地の取・排水の利便性向上のため、同要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

令和7年10月27日付で、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容につきまして、御説明申しあげます。

裏面の総括表を御覧ください。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

下段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が4件、面積が820平方メートルでございます。

以上、議案10号について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第10号については原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について、御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本件は、令和7年10月6日付け地域農業経営基盤強化促進計画(以下、「地域計画」という。)の変更公告後、地域計画内の農用地等のうち、農振除外及び農地転用する場合は、改めて地域計画から除外し、変更する必要があります。そのため、同年11月4日付けで、高松市長から地域計画の変更について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められているものです。

2枚目は、農振除外及び農地転用のため、地域計画から除外する農用地一覧表になります。表の左から地区名、町名、地番、枝番、地目、登記面積、除外面積、利用目的、利用者及び変更理由を記載しています。

3枚目は、今回新たに、地域計画に位置付ける者の変更一覧表になります。表の左から地区名、区分、氏名、住所、事由、経営作目及び経営面積を記載しています。

また、4枚目については、目次として、地域計画(案)地区一覧表を添付しており、地区名と頁数を記載しています。地域計画は、全部で30プランあり、各農業委員に貸与しているタブレットのラインワークスに各地区的地域計画(案)及び目標地図(案)を掲載しています。

以上、議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、御報告申しあげます。

御手元の資料3を御覧ください。

令和7年10月4日から同年11月4日分までございます。

まず、許可件数でございますが、9月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が2件、10月議決分といたしまして、4条が7件、5条が9件、合計で4条が7件、5条が11件です。

許可保留件数につきましては、9月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が21件、10月議決分といたしまして、4条が0件、5条が4件、合計で4条が0件、5条が25件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容につきまして、御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に、5条関係です。令和7年5月議決分の所有権の9番、12番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、同年6月議決分の所有権の12番が、右端欄のとおり、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、同年7月議決分の所有権の6番、9番、11番が、右端欄のとおり、それぞれ、造成未了、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、同年8月議決分の所有権の3番が、右端欄のとおり、開発許可により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同年9月議決分の所有権の3番、4番、6番、8番、11番、12番、14番、15番、18番、25番、27番、34番、39番、43番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年10月議決分の所有権の1番、3番、4番、使用貸借の3番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、盛土規制、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は、以上です。

議　　長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和7年度第8回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時31分　閉会